

《論 説》

中国における外資銀行法制の構造と課題

周 劍 龍

目次

- 一、はじめに
- 二、1979年以降の外資銀行法制の展開
- 三、外資銀行管理条例の構造
- 四、むすび

一、はじめに

外国銀行の中国への進出は1840年以降のことである。それから、欧米系の銀行を中心に数多くの外国銀行が中国において銀行業務などを展開していたが¹⁾、1949年10月に中華人民共和国が成立してから、1950年代半ばまでは、ほ

1) 1840年に清国とイギリスとの間で第一次アヘン戦争が勃発し、1842年に清国が敗れた結果、清国とイギリスとの間において「南京条約」が締結された。当該条約に基づいて香港島が割譲されたほか、上海、寧波、福州、アモイおよび広州が通商特別区として開放されることとなった。それに伴って、イギリス系の銀行が中国へ初めて進出したのは、1845年と1847年に香港と上海において設立されたOriental Bank Corporation(それ以前はBank of Western Indiaと称されていた。中国語名は麗如銀行である)の支店であった。その後、イギリス系の銀行として1858年にChartered Bank of India, Australia and China(現在銀行名はスタンダード・チャータード銀行(Standard Chartered)で、中国語名は麦加利銀行または渣打銀行である。)、そして1865年にThe Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited(HSBC、中国語名は匯豊銀行である)が上海で支店を開設した。そのほか、アメリカのInternational

とんどの外国銀行が中国から撤退していた²⁾。しかし、1979年以降、中国が「経済改革・対外開放」の政策（以下「改革・開放政策」という）を実行し始めたことに伴い、外国銀行は十数年の空白を経て、再び中国に戻ってきた³⁾。1979

Bank Corp. New York(1902年、後のシティバンク (Citibank) で、中国語名は花旗銀行である)、日本の横浜正金銀行 (1893年)、ならびにフランスやドイツの銀行などが中国で相次いで支店を設けた(王衛国主編『銀行法学』(法律出版社、2011年)18頁、張秋華著=太田康夫監修『中国の金融システム』(日本経済新聞出版社、2012年)190~191頁、など参照)。なお、1949年10月に中華人民共和国が成立するまでの外国銀行の中国への進出、展開について、袁遠福主編『中国金融簡史〔第二版〕』(中国金融出版社、2005年)52頁以下、71頁以下、86頁以下、129頁以下および134頁以下、姚遂主編『中国金融史』(高等教育出版社、2007年)261頁以下、283頁以下、326頁以下および388頁以下参照。

- 2) 中華人民共和国が成立する前後に、外国銀行が中国における経済的な特権を失ったこと、経済秩序がますます混乱したことのほか、外国銀行を含めた外資企業に対する中国共産党政権の政策についてはっきりした予期ができなかったことなどの諸原因により、数多くの外国銀行が相次いで中国から撤退した。中華人民共和国が成立した1949年10月以降、イギリス系のHSBCとスタンダード・チャータード銀行 (Standard Chartered)、ならびにアメリカ系のシティバンク (Citibank) など数行の外国銀行が存在していた。1950年6月に朝鮮戦争が勃発したため、対中貿易の禁止などの経済制裁をアメリカ政府が実施したため、アメリカ系銀行は中国から完全に撤退した。なお、イギリス系銀行であるHSBCとスタンダード・チャータード銀行 (Standard Chartered) の上海支店は文化大革命が開始した1966年までに中国に存在していたといわれる(劉隆亨『銀行金融法学〔第六版〕』(北京大学出版社、2010年)350頁)。なお、1949年10月以降の外国銀行の撤退、中国共産党政権の外国銀行を含めた外資企業に対する政策について、姚遂主編、前掲注(1)390頁以下、張徐樂「新中国対外商銀行的監督与清理」中国経済史研究2011年第3期61頁以下、徐黎「新中国成立前後党対在華外資銀行的政策研究」西南交通大学学报(社会科学版)13卷2期(2012年3月)118頁以下など参照。
- 3) 1979年に日本長期信用銀行が北京で事務所を開設したことを皮切りに、外国銀行が中国に再び進出することとなった(呉志攀=劉燕編著『金融法〔2008年版〕』(北京大学出版社、2008年)73頁)。ちなみに、2011年9月現在、外国銀行が中国で39行の外資銀行法人(外国単独出資銀行、中外合資銀行、それらがまた247の支店を設けて

年以降の外国銀行の中国への再進出プロセスは次のような3つの段階に大別することができると思われる⁴⁾。

まず第1段階は、1979年からWTO加盟を果たした2001年までの期間である。この段階の外国銀行の進出特徴は、改革・開放政策が実行される初期段階において外国銀行の進出地域や業務範囲や顧客対象などが非常に限定されていたが、改革・開放政策の展開に伴い、それらが次第に拡大方向に向かうようになったという点にある。ただ、この段階の状況を総じてみれば、外国銀行は主要な業務が基本的に外貨業務に限定され、進出地域が東部沿海地域にある幾つかの都市に集中しており、顧客対象が基本的に外資系企業や外国人や中国国外に居住する華僑などであって、業務規模が比較的小さく、市場シェアも小さかったのである。

そして第2段階は、2002年から2006年までのWTO加盟への過渡期とされた期間である。この段階では、中国がWTO加盟に伴い承諾した約束を履行するとともに、中国自身の改革や発展のために積極的かつ確実に更なる開放措置をも自ら導入した。たとえば、前をもって外国銀行に東北部や中西部地域を開放し、企業の運営資金の需要に応えるためにデリバティブ金融商品に関する業務や適格外国投資家(QFII、Qualified Foreign Institutional Investors)による中国国内における証券投資信託の委託業務などを中国の国内銀行と外国銀行に同時に認めた。

さらに第3段階は、WTO加盟への過渡期が終了した2007年から今日までの期間である。この段階では、WTO加盟への過渡期の終了を受けて、外国銀行に対し人民元業務を全面的に開放したほか、外国銀行の現地法人化政策を導入したため、中国国内で個人向け業務を展開したい外国銀行の支店が数多く法人

いる)を設立し、93の外国銀行支店および207の外国銀行事務所が開設されているといわれる(中国銀行業監督管理委員会銀行監管三部「加入WTO十年来中国銀行業開放と外資銀行監管」中国銀行業監督管理委員会ウェブ・サイト<http://www.cbrc.gov.cn/index.html>参照)。

- 4) 楊麗平「開放と監管併重：外資銀行在華三十年回顧与展望」中国銀行業監督管理委員会ウェブ・サイト<http://www.cbrc.gov.cn/index.html>参照)

格を有する外資法人銀行へと改変した。

いままで支店や事務所（中国語＝代表処）の設置地域、業務内容、顧客対象などについて外国銀行に対し中国が実行した開放政策は、徐々にではあったが、确实により開放的な方向に変化してきた。それと同時に、外国銀行に関する法制も次第に整備されてきた。いわゆる外国銀行による中国進出や業務展開などに関する法制は、中国では外国資本銀行法制（以下、「外資銀行法制」という）を意味し、渉外銀行法制の主要な部分とされ⁵⁾、「中華人民共和国商業銀行法（以下、「商業銀行法」という）」を中心とする内国銀行法制と区別されている。外資銀行法制は、中央政府である国務院が2006年に制定した「中華人民共和国外国資本銀行管理条例」（以下、「外資銀行管理条例」または「本条例」という。なお、本稿では本条例の条文を引用する際に法令名は省略する）を中心に構成される。本稿では、まずは外資銀行法制の展開を概観したうえで、現行外資銀行法制の中心に位置づけられる外資銀行管理条例の構造を明らかにし、残されている課題を述べることとする。

二、1979年以降の外資銀行法制の展開

1、外資銀行法制の展開

中国は、改革・開放政策の展開と深化に伴って、外資銀行法制を次第に整備してきた。外資銀行法制は、営業的外資銀行に関する法制と非営業的外資銀行に関する法制に大別される⁶⁾。

非営業的外資銀行に関する法制について、次のようなものが制定されていた。

-
- 5) 中国系銀行の国外における事業等の展開に対する法制も渉外銀行法制の一部分とされ、その部分に該当する主要な法令としては「国外金融機関管理弁法」（中国人民銀行が2001年に制定、公布した）がある。ただ、本稿では、当該部分について記述しないこととする。
- 6) このような分類は、朱大旗『金融法〔第2版〕』（中国人民大学出版社、2007年）314頁以下によった。

中国人民銀行は、1983年に「華僑資本・外国資本金融機関が中国において常駐代表機構を設置することに関する管理弁法」(以下、「1983年管理弁法」という)⁷⁾を制定した後、1991年に中国政府である國務院による批准を経て、「外国資本金融機関が中国において常駐代表機構を設置することに関する管理弁法」(以下、「1991年管理弁法」という)を制定した。1991年管理弁法は、華僑資本の金融機関と外国資本の金融機関を区別せず、外国資本の金融機関に一本化し、当該弁法が香港、マカオならびに台湾の金融機関が中国本土に設置した常駐代表機構に対しても適用されると明文化した(1991年管理弁法18条)。1996年、中国人民銀行は、さらに1991年管理弁法をもとにして、「外国金融機関中国常駐代表機構管理弁法」(以下、「1996年管理弁法」という)を新たに制定した。その後、2001年12月に中国がWTOに加盟したことを受けて、中国人民銀行は、2002年に1996年管理弁法を廃止し、「外国金融機関中国常駐代表機構管理弁法」を再び制定したが、2006年に「中華人民共和國外国資本銀行管理條例」(以下、「外資銀行管理條例」という)が制定され、非営業的外資銀行に関する規定も外資銀行管理條例に組み込まれた。それによって、従来別々になされてきた非営業的外資銀行に関する規律と営業的外資銀行に関する規律とはようやく外資銀行管理條例の中で一括して盛り込まれるに至った。それを受けて、「1996年管理弁法」は廃止された。

中国の営業的外資銀行に対する法制の始まりは、1985年に國務院が制定した「中華人民共和國經濟特別区外国資本銀行、中外合資銀行管理條例」(以下、「1985年管理條例」という)に遡る⁸⁾。当該條例は、經濟特別区における運用に限っ

7) 1983年管理弁法は、國務院の制定した「外国資本企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定」に基づいて制定されたものであって、その目的が華僑資本や外資の金融機関に対する管理を強化するためであるとされ(1983年管理弁法1条)、条文数が僅か18か条である。ただ、非営業的外資金融機関(銀行を含む)に関する初の法規であるため、その意義は大きいとは言うまでもない。

8) 1985年管理條例は、國際經濟、金融の協力を拡大すること、外国資本および技術の導入に資すること、經濟特別区の經濟發展に有益であることを目的とし(1985年管理條例1条)、条文数が僅か19か条である。中国の外資銀行の導入目的は①外国資

て制定されたものであるが、中華人民共和国が成立した後初めて金融市場を外国に開放するという意味において重要な法令であると位置づけられる。そして、中国人民銀行は、1985年管理条例の制定を受けて、1987年に「経済特別区外国資本銀行、中外合資銀行の業務管理に関する若干の暫定規定」を制定した。さらに、金融市場の開放を推進するために、中国人民銀行は、1990年に「上海外国金融機関、中外合資金融機関管理弁法」(以下、「1990年上海管理弁法」という)を定めた。その後、地域的な制限を突破すべきであるという金融市場のさらなる開放要請が次第に強くなり、こうした要請に応えるために、国務院は、1994年に前記の「1985年管理条例」および「1990年上海管理弁法」を廃止し、「中華人民共和国外国資本金融機関管理条例」(以下、「1994年管理条例」という)を新たに制定した⁹⁾。「1994年管理条例」の制定を受けて、中国人民銀行は、「中外合資銀行類機関管理暫定弁法」(1995年)、「在中国外国資本銀行の支店等設置暫定弁法」(1996年)、「中華人民共和国外国資本金融機関管理条例実施細則」(1996年)という一連の個別的な管理規則を相次いで制定した。

2001年12月に中国は念願のWTO加盟を実現した。WTO加盟を実現するため

本の導入に資すること、②外国銀行からその管理経験を学ぶことができること、③中国の金融システム改革に対し参照モデルを提供できることであるといわれる(呉志攀=劉燕、前掲注(372頁以下))。①の目的は1985年管理条例の1条から明らかに読み取ることができる。当時においては、①の目的は外資銀行導入の主たる目的であったといつてよからう。

- 9) 1994年管理条例は、総則(第1章)、設立と登記(第2章)、業務範囲(第3章)、監督管理(第4章)、解散と清算(第5章)、罰則(第6章)および附則(第7章)からなり、計51か条を有する。この管理条例にいう金融機関とは、①本部が中国国内にある外国単独投資銀行、②外国銀行が中国国内で設立した支店、③外国の金融機関と中国の金融機関が中国国内で設立した合資経営銀行(合弁銀行)、④本社が中国国内にある外国投資の財務会社および⑤外国の金融機関と中国の金融機関が中国国内で設立した合資経営財務会社(合弁財務会社)を指す。ちなみに、本条例は、本条例にいう金融機関設立地域について、経済特別区と上海に限定することを規定しておらず、国務院の決定に委ねると規定したため、設立地域の更なる拡大に対する中国政府の開放姿勢を示したと解することができる。

に、中国は、過渡期を設け、金融市場の更なる開放を約束したほか、外資銀行を含めた外資金融機関による中国への大量進出に備えるために、外資金融法制の更なる整備を余儀なくされた。こうした背景のもとで、営業的外資銀行に関する法制が新たな展開を見せたのである。新しい動きとしては、中国は、「1994年管理条例」を廃止して、2001年12月に新たに「中国人民共和国外国資本金融機関管理条例」（以下、「2001年管理条例」という、2002年2月1日より施行した）を制定した¹⁰⁾。当該条例の制定目的は、その1条において明らかにされたように、対外開放および経済発展の要請に応え、外資金融機関の管理を強化、改善し、ならびに銀行業の安定した発展を促進するためであると規定される。その後、外資銀行に特化した形で、中国は、2006年に「2002年管理条例」を廃止し、外資銀行管理条例を定めるに至った。そのため、外資銀行管理条例の制定目的は、対外開放および経済発展の要請に応え、外資銀行の監督管理を強化、改善し、ならびに銀行業の安定した発展を促進するためであるというように改められた。外資銀行に関して全国人民代表大会（以下、「全国人大」という）またはその常務委員会が制定した法律はまだ存在しないため、外資銀行管理条例は、中国における外資銀行法制において最高レベルの現行法規である。なお、中国銀行業監督管理委員会（以下、「銀监会」という）は、同年に当該条例を実施するための「中華人民共和国外国資本銀行管理条例実施細則」（以下、「実施細則」という）をも制定した¹¹⁾。

2、中国WTO加盟時の約束

中国は、2011年にWTOに加盟する際に、外資銀行の行う業務等について次

10) 2001年管理条例は、その構成が1994年管理条例と同じくしているが、条文数は1か条が増え、52か条となった。いうまでもなく、内容は1994年管理条例と異なるところが多い。

11) 本実施細則は、総則（第1章）、設立と登記（第2章）、業務範囲（第3章）、任用資格管理（第4章）、監督管理（第5章）、終了と清算（第6章）および附則（第7章）からなり、計134か条を有する。

のような約束をした¹²⁾。まずは、地域制限についてであるが、外貨業務に対する地域制限を加盟時より撤廃するほか、人民元業務に対する地域制限を段階的に開放し、加盟時より5年以内に完全撤廃することである。段階的に開放する具体的なスケジュールについては、①加盟時より深圳、天津を開放し、②加盟後1年以内に広州、青島、南京、武漢を開放し、③加盟後2年以内に済南、福州、成都、重慶を開放し、④加盟3年後以内に昆明、珠海、北京、アモイを開放し、⑤加盟後4年以内に汕頭、寧波、瀋陽、西安を開放し、⑥加盟後5年以内に地域制限を完全に撤廃することが約束された。

つぎに、顧客制限についてであるが、外貨業務を加盟時より中国企業および中国人個人向けに開放し、人民元業務を加盟後2年以内に、中国企業向けに開放し、加盟後3年以内に、中国人個人向けに開放することである。

さらに、営業許可についてであるが、外資銀行は同じ都市内において営業拠点を設けることが可能であるとし、審査条件は国民待遇と同様にし、加盟後5年以内に、現行外資銀行の所有権、経営、設立方式などに対する非国民待遇をなくすことである。そのほか、自動車販売関連金融およびファイナンス・リースについて、加盟時より開放することである。

中国は、上記の約束を実現させるため、またWTO加盟を契機に、それまでの外資金融機関（銀行を含む）を規律する法規の中にある時代遅れの内容を有する条文を修正、削除した。たとえば、①前述の1994年管理条例にあった「外国資本金融機関を設ける地域については、国務院は確定する」という条文を削除したこと、②中外合資銀行または合資財務会社に出資する中国側パートナーの条件を緩和したこと、③外資銀行の業務範囲を調整したこと、④外資銀行が行う外貨業務の顧客対象に対する制限を撤廃したこと、⑤外資銀行が人民元業務を行うに当たって要求される数字的業務規模の基準を撤廃したこと、⑥人民元業務を行うことができることとされる外資銀行の設立地域やその業務範囲ならびに当該業務の顧客対象範囲を拡大したこと、⑦審査許可の透明性を高めたこと、などである。

12) 張秋華著＝太田康夫監修、前掲注(1)192頁参照。

三、外資銀行管理条例の構造

前述のように、外資銀行管理条例は、現在中国における外資銀行法制の中心に位置づけられており、その構成が総則（第1章）、設立と登記（第2章）、業務範囲（第3章）、監督管理（第4章）、終了と清算（第5章）、法律責任（第6章）および附則（第7章）であって、計73か条を有する。以下では、その内容を概観する。

1、目的、定義、監督管理機関等

外資銀行管理条例は、中国の対外開放および経済発展の要請に応えるため、外資銀行の監督管理を強化、改善し、ならびに銀行業の安定した運営を促進することをその目的とする（1条）。

外資銀行管理条例は、条例の適用範囲の明確化を図るために、まず外資銀行や外国金融機関の定義について明文化している。それによれば、外資銀行とは、中国の法律や法規に基づいて中国国内で設立を認められた、①外国銀行1行が単独出資し、または外国銀行1行が他の外国金融機関と共同出資して設立した外国単独出資銀行（現地法人、中国語＝外商独資銀行）、②外国金融機関が中国の会社、企業と共同出資して設立した中外合資銀行（合弁銀行、現地法人でもある）、③外国銀行の支店、④外国銀行の事務所を指す（2条1項）。前記①～③はいわゆる外資銀行の営業的機関と定義される（同条2項）、これに対して④は外資銀行の非営業的機関であると定義される。

そして、本条例にいう外国銀行および外国金融機関とは、中国国外において登記し、ならびにその所在国または所在地域の金融監督機関当局の設立許可を経た商業銀行¹³⁾および外国金融機関をそれぞれ指す（3条）。外資銀行は、中

13) 中国の商業銀行法では、商業銀行（commercial bank）について法的な定義がされている（2条）。それによれば、商業銀行法および会社法に基づいて設立され、公衆の個人預金の受入れ、貸付け、決済などを業務とする企業法人をいう。ただ、外国

国の法律や法規を遵守し、中国の国家的利益ならびに社会公共の利益を侵害してはならないと義務付けられると同時に、その正当な活動ならびに合法的な権利および利益が中国の法律によって保護をされると明記される（4条）。

また、外資銀行に対する監督管理は、基本的に国務院銀行業監督管理機関（具体的に銀監会を指す、実施細則2条）およびその派出機関に委ねられるが、銀監会以外の政府機関の監督管理権の行使は法律や行政法規の規定によるべきであると定められている（5条）。なお、銀監会は、国家の地域経済発展の戦略およびその関連政策に基づいて外資銀行を奨励し、また指導する措置を講ずることもできるが、その恣意性を防止するために実施については国務院の許可が必要とされる（6条）。

2、外資銀行の設立、登記

(1) 一般規定

中国は、外資銀行およびその支店等の設立に対して免許制を採っている。こうした制度の下では、外資銀行およびその支店等の設立は、銀監会による審査、認可を得ることが必要とされる（7条）。外資銀行の会社形態は、外国単独出資銀行の場合には有限責任会社に限定されるが、中外合資銀行の場合には有限責任会社または株式会社の利用が可能である。現地法人たる外資単独銀行と中外合資銀行およびその支店の設立については、基本的には中国の国内銀行の設立と同じ基準によって行なうことができる。これに対して、外国銀行の支店や事務所の設立については、中国は、なお比較的厳しい条件を設けており、このことは中国がなお慎重な姿勢を採っていることを意味すると思われる。外資銀行の設立条件について、本条例は、次のような一般規定を設けている。

まずは、最低資本金制度が存在することである¹⁴⁾。外国単独出資銀行、中外

銀行に対して商業銀行であることを要求する外資銀行管理条例のこの規定を疑問視する見解もある（たとえば、周仲飛「論中国外資銀行法的改革」中国資本市場法治ウェブ・サイト<http://www.chinacapitallaw.com/article/>参照）。

14) 会社法では最低資本金制度が設けられていた。それによれば、有限責任会社の設

合資銀行の最低登録資本金額は、10億人民元またはその金額に相当する自由交換可能な貨幣とされ、かつそれが実際に振込まなければならない（8条1項）¹⁵⁾。外国単独出資銀行、中外合資銀行は、中国国内で支店を設ける場合に、運営資金として1億元以上の人民元またはその金額に相当する自由交換可能な貨幣を用意することを義務付けられる。ただし、外国単独出資銀行、中外合資銀行が支店のために用意する運営資金の合計額は、当該銀行本店の資本金総額の60%を超えてはならない（同条2項）。外国銀行の支店は、その外国にある本店から2億人民元以上またはその金額に相当する自由交換可能な貨幣の運営資金を有しなければならない（同条3項）。ただ、銀監会は、営業的外資銀行の業務範囲や慎重的監督管理の要請に基づいて、登録資本金額または運営資金額の下限を引き上げ、ならびにその中における人民元額の割合を規定することができる（同条4項）。

そして、外国単独出資銀行、中外合資銀行を設立しようとする株主（出資者）または支店もしくは事務所を設けようとする外国銀行は、次のような条件を満たすことを要する（9条）。すなわち、それは、①継続的営利能力を有し、信

立については最低資本金が3万円で（26条2項）、株式会社の設定については、最低資本金が500万円で規定されていた（81条3項）。しかし、2013年12月23日から28日にかけて開催された第12期全国人大常務委員会第6回会議では、会社法を改正して、最低資本金制度を廃止した。最低資本金制度廃止の趣旨は、中小投資家による起業を奨励するためであると説明されている（今回の会社法改正は、主に最低資本金制度に限ってなされたものであって、その詳細な改正内容については、「全国人民代表大会常務委員会關於修改『海洋環境保護法』等七部法律的決定」中国全国人代ウエブ・サイト<http://www.npc.gov.cn>参照）。ただ、銀行等のような金融機関の最低資本金制度については、廃止しておらず、関連法の規定によるとされる。

- 15) 商業銀行法では、最低資本金制度が維持されており、全国型商業銀行、都市商業銀行および農村商業銀行の設立について、それぞれ10億人民元、1億人民元および5,000万人民元が要求される（商業銀行法13条）。外国単独出資銀行、中外合資銀行の設立に対する最低資本金の要求は全国型商業銀行の場合と同じと規定されている。このことは、中国が外資銀行に対して比較的厳格な参入基準を設けているのを意味するものと解しうる。

用が良好であり、重大な違法記録がないこと、②外国単独出資銀行、中外合資銀行を設立しようとする株主（出資者）または支店もしくは事務所を設けようとする外国銀行が国際的な金融活動に従事した経験を有すること、③実効性を伴ったマネー・ロンダリング防止制度を整備したこと、④外国単独出資銀行、中外合資銀行を設立しようとする株主（出資者）または支店もしくは事務所を設けようとする外国銀行がその所在国または所在地の金融監督管理機関による実効性を伴った監督管理を受けており、かつ当該設立または設置申請がその所在国または所在地の金融監督管理当局による承認を得たこと、⑤銀监会が規定する他の慎重性の条件を満たすこと、である。そのほか、外国単独出資銀行、中外合資銀行を設立しようとする株主（出資者）または支店もしくは事務所を設けようとする外国銀行の所在国または所在地が完備した金融監督管理制度を有し、かつその金融監督管理当局が銀监会との間において良好な監督管理協力体制をすでに構築したことも設立の条件とされる。

さらに、外国単独出資銀行、中外合資銀行を設立しようとする株主（出資者）または支店もしくは事務所を設けようとする外国銀行は、前記の条件を具備するほか、次のような場合に該当するのであれば、下記のような条件をも満たさなければならないとそれぞれ要求される。第一に、外国単独出資銀行の場合である。当該銀行の株主は、金融機関でなければならないほか、当該株主が唯一の株主または主要株主¹⁶⁾であるとき、①商業銀行であること、②中国国内で事務所を設置してから2年以上が経ったこと、③設立申請提出直前1年の年

16) ここにいう主要株主とは、設立されようとする中外合資銀行の資本金総額または株式総額の過半数を有し、もしくはそれらの過半数を有していなくとも設立されようとする中外合資銀行とは以下のような関連事由を1つさえ有する商業銀行を指す（実施細則4条1項）。それは、①設立されようとする中外合資銀行の議決権の過半数を有すること、②設立されようとする中外合資銀行の財務および経営政策を支配できること、③設立されようとする中外合資銀行の取締役会またはそれに類似する権力機関の多数構成員を任免することができること、④設立されようとする中外合資銀行の取締役会またはそれに類似する機関において過半数の議決権を有することである（実施細則、4条）。

度末総資産額が100億米ドル以上であること、④自己資本率がその所在国または所在地の金融監督管理当局ならびに銀監会の規定する基準に適合すること、という条件をも満たさなければならない(10条)。第二に、中外合資銀行の場合である。当該銀行の外国側株主および中国側の唯一の株主または主要株主は金融機関でなければならないほか、外国側株主は、①商業銀行であること、②中国国内で事務所をすでに設置したこと、③設立申請提出直前1年の年度末総資産額が100億米ドル以上であること、④自己資本率がその所在国または所在地の金融監督管理当局ならびに銀監会の規定する基準に適合すること、という条件をも満たさなければならない(11条)。第三に、支店を設立しようとする外国銀行の場合である。当該場合において、外国銀行は、①設立申請提出直前1年の年度末総資産額が200億米ドル以上であること、②自己資本率がその所在国または所在地の金融監督管理当局ならびに銀監会の規定する基準に適合すること、③初めて支店を設立するとき、中国国内で事務所を設置してから2年以上が経ったこと、という条件をも満たさなければならない(12条)。

(2) 営業的外資銀行の設立申請、登記

外国銀行は、中国国内で営業的機構(たとえば、外国単独出資銀行、中外合資銀行、支店)を設置することもでき(13条)、営業的機構の設立準備を申請するにあたって、次のような書類を設置所定地にある銀行業監督管理機関に提出することを要する(14条)。それは、①申請書(設立予定機構の名所、所在地、登録資本または運営資金、申請される経営に関する業務種類などを含む)、②フィジビリティスタディー調査報告書、③設立しようとする外資銀行、中外合資銀行の定款草案、④外国単独出資銀行、中外合資銀行を設立しようとする各株主(出資者)が締結した経営契約書、⑤外国単独出資銀行、中外合資銀行を設立しようとする各出資者または支店を設置しようとする外国銀行の定款、⑥外国単独出資銀行、中外合資銀行を設立しようとする各株主(出資者)、または支店を設置しようとする外国銀行が属する企業集団の組織図、その主要株主リスト、海外支店および関連企業リスト、⑦外国単独出資銀行、中外合資銀行を設立しようとする各出資者または支店を設置しようとする外国銀行の直近3

年間年度報告書、⑧外国単独出資銀行、中外合資銀行を設立しようとする各出資者または支店を設置しようとする外国銀行のマネー・ロンダリング防止制度、⑨外国単独出資銀行を設立しようとする株主（出資者）、もしくは中外合資銀行を設立しようとする外国側株主（出資者）、または支店を設置しようとする外国銀行の所在国または所在地域の金融監督管理当局が発行した営業許可証または金融業務経営許可文書の謄本およびその申請に対する意見書、などである。

銀監会は、設立準備に関する完全な申請書類を受理してから、6か月以内に認可または不認可について決定し、かつ当該決定を申請人に通知する。不認可決定について理由説明は必要である。ただ、やむを得ない事由により前記の期間内に決定できない場合に、銀監会は、適当に期間を延長することができるが、期間延長は3か月以下に限るとされ、かつ期間延長を書面にて申請人に通知することは義務付けられる（15条）。

申請人は、設立準備の認可を受けてから、6か月以内に設立準備作業を完成しなければならない。完成できない場合には、理由を説明し、設立予定所在地にある銀行業監督管理機関の同意により、3か月の期間延長が得られる。ただし、期間が延長されても、準備作業が完成できない場合には、銀監会の設立準備認可の決定は自動的に効力を失う（16条）。

終了後の設立準備作業が審査を受け、合格と認められた場合に、申請人は、開業申請書および次のような書類を設立予定地の銀行業監督管理機関に提出しなければならない（17条）。

銀監会は、完全な開業申請資料を受領した日から2か月以内に開業の認可または不認可の決定をし、かつ書面にて申請人に通知しなければならない。認可を決定した場合には、金融許可書を交付し、不認可を決定した場合には理由を説明することを要する（18条）。

設立認可を受けた営業的外資銀行等は、金融許可書をもって、工商行政管理機関にて登記を行い、営業許可証を受け取らなければならない（19条）。

(3) 非営業的外資銀行の設立申請、登記

ここにいう非営業的外資銀行とは、外国銀行が中国において設立した事務所

をいう。当該事務所は、営業的活動を行わず、関連の情報収集等を目的とする機構である。外国銀行は、事務所を設立申請する場合に、①申請書（設立予定事務所の名所、所在地等を含む）、②フィジビリティスタディー調査報告書、③申請人の定款、④申請人および申請人が属する企業集団の組織図、その主要株主リスト、海外支店ならびに関連企業リスト、⑤申請人の直近3年間の年次報告書、⑥申請人のマネー・ロンダリング防止制度、⑦当該事務所首席代表の就任予定者の身分証明証および学歴証明証の謄本、履歴および違法・犯罪記録の有無の陳述書、⑧当該事務所首席代表就任予定者に対する授權書、⑨申請人の所在国または所在地の金融監督管理当局が発行した営業許可証または金融業務経営許可文書の謄本およびその申請に対する意見書、などの書類を提出することが要求されるのである（20条1項）。

事務所設立予定所在地の銀行業監督管理機関は、上述の申請書類ならびに審査意見を速やかに銀監会に提出しなければならない（同条2項）。銀監会は、外国銀行事務所設立についての完全な申請資料を受領した日から6か月以内に、設立の認可または不認可を決定し、かつ書面にて申請人に通知するほか、不認可を決定した場合には、理由の説明を要する（21条）。設立認可を受けた外国銀行の事務所は、認可文書に基づいて、工商行政管理機関において登記手続を行い、工商登記証を受け取らなければならない（22条）。

（4） その他

合法性、慎重性ならびに継続的経営の原則に照らし合せ、銀監会の認可を受けて、外国銀行は、中国国内に設立した支店をその単独出資による外国単独出資銀行へと組織変更することができる。その際に、申請人は、銀監会の規定する認可条件、手続および申請書類に従い、外国単独出資銀行の設立申請を提出することを要する（24条）¹⁷⁾。

外国銀行本店が中国における支店を単独で出資する外国単独出資銀行へと組織変更する場合に、銀監会の認可を得て、当該外国銀行は、所定の期間内にお

17) その手続の詳細については、実施細則25条、26条、28条、29条、31条参照。

いて個人以外の顧客（法人など）を相手に外貨取扱業務（中国語＝外匯批發業務）を取り扱う支店を一か所に残すことができる。その際に、申請人は、銀監会の規定する認可条件、手続および申請書類に従い、外国単独出資銀行の設立申請を提出することを要する（25条¹⁸⁾。

外資銀行の取締役、上級管理職、首席代表の就任資格は、銀監会の定める条件に適合するほか、その審査確認を受けなければならない（26条）。

外資銀行は、次の掲げる事由の1つが生じた場合に、銀監会の認可を受け、かつその定めに従い申請書類の提出を要し、また法に従い工商行政管理機関において関連の登記手続を行うことを要する（27条）。すなわち、それは、①登録資本または運営資金の変更、②機関名称、営業場所または業務取扱場所の変更、③業務範囲の調整、④株主の変更または株主の持株比率の調整、⑤定款の変更、などである。外資銀行が取締役、上級管理職、首席代表を交代させる場合に、それらの職に新たに就任する者の就任資格について銀監会による審査確認は必要である（同条2項）。

3、業務の範囲（目的）

外資銀行管理条例は、外国単独出資銀行・中外合資銀行、それらの銀行の支店、ならびに外国銀行の支店を区分して、その業務範囲をそれぞれ明確に規定する。

まずは、外国単独出資銀行・中外合資銀行の業務範囲についてであるが、外資銀行管理条例によれば、銀監会の認可した業務範囲に基づいて、次のような業務の一部または全部に関連して外貨業務および人民元業務を取扱うことができるとされる（29条）。それは、①公衆からの預金の受入、②短期、中期および長期の貸付、③手形支払および手形割引、④政府債券、金融債券の売買、株券以外のその他の外貨有価証券の売買、⑤信用状サービスおよび担保の提供、⑥国内外の決済、⑦外貨の売買および代理売買、⑧保険代理、⑨同業者間の短期貸付、⑩銀行カード業務、⑪貸金庫サービスの提供、⑫信用調査およびコンサ

18) その手続の詳細については、実施細則27条、30条参照。

ルティングサービスの提供、などである。そのほか、中国人民銀行の認可を得て、為替の決済（原語＝結滙、外貨取扱指定銀行に外貨を売り付けること）および外貨販売（原語＝售滙、外貨取扱指定銀行から外貨を買い付けること）の業務を取扱うこともできる。

次に、外国単独出資銀行・中外合資銀行の支店等の業務についてである。上述のようにこれらの銀行の業務範囲は明確に規定されているため、これらの銀行の支店等の業務については、外資銀行管理条例は、当該銀行の支店等はその本店の授権の範囲内において業務を取扱うと規定するにとどめる。ただ、支店等に生じた民事責任については、本店は負わなければならない（30条）。

さらに、外国銀行の支店の業務範囲についてであるが、銀行カード業務を除いて、外国銀行の支店が取り扱える業務は、基本的に前述の外資単独出資銀行・中外合資銀行の業務と同様であるとされる（31条）。ただ、外国銀行の支店が中国国内の個人から受け入れられる定期預金は一口100万元人民元以上とされる（同条2項）。外国銀行の支店等の民事責任は、その本店が負担する（32条）。

なお、外国銀行の事務所の業務についてである。性質上その業務は営業的ではない（営利の追求を目的としない）ため、外資銀行管理条例は、その代表する外国銀行の業務と関係する連絡、市場調査、コンサルティング等のような非営業的活動に従事することを明文化している。いうまでもなく、外国銀行の事務所の活動により生じた民事責任はその代表する外国銀行が負担しなければならない（33条）。

中国は、WTO加盟時に外資銀行に人民元業務を認めることを約束した。この点は前述によって明らかにされたが、営業的外資銀行の機関等は、前述の認められた業務範囲内で人民元業務を取り扱う際に次のような条件を満たすほか、銀监会による認可を受けることも必要とされる（34条）。それは、①申請提出前に中国国内で開業して3年以上が経過したこと、②申請提出前に2年間に継続して利益を計上したこと、③銀监会が定めるその慎重性条件、である。

4、監督管理

外資銀行の行為規範について、本条例は原則的な規定しか置いていない。そ

の詳細は、実施細則¹⁹⁾や銀監会の制定したほかの規則に委ねられている。以下では、外資銀行に対する行為規範を概観する。

まずは、営業の外資銀行全体に対して、次のような負担すべき義務が規定される。

それは、①関連規定に従い、当該機構の業務規則を作成し、リスク管理および内部統制体制を構築、健全化し、ならびにそれに従い実行すること(35条)、②中国で統一的に実行されている会計制度および銀監会の情報開示に関する規定を遵守すること(36条)、③外債を借りる場合に国家の関連規定に従うこと(37条)、④関連規定に従い、預金利率、貸付利率、および各種手数料率を確定すること(38条)²⁰⁾、預金業務を取り扱う場合に中国人民銀行の規定に従い預金準備金を預けること(39条)、⑤規定に従い貸倒引当金を積立てること(41条)、⑥銀監会の関連規定に従い、その所在地の銀行業監督管理機関に対して海外との高額資金流動および資産移転状況について報告すること(49条)、⑦中国国内の会計士事務所に財務会計報告の監査を委ね、かつそのことをその所在地の銀行業監督管理機関に報告し、会計士事務所を解任する場合にその理由を説明すること(51条)、⑧関連規定に従い銀行業監督管理機関に財務会計報告書、

19) 実施細則78条～109条参照。

20) 商業銀行の顧客に対する預金・貸付金の金利の設定は、従来中国人民銀行の厳しい規制に置かれてきた。これは、こうした金利設定が中国人民銀行の金融政策における重要な一環としての金利政策の一部とされているからである。従来、預金金利は中国人民銀行の預金基準金利を上限に、貸出金利は人民銀行の貸出基準金利の0.9倍を下限にされていた。ただ、2012年から金利の自由化に向けて少しずつ中国人民銀行は動きを見せている。2012年6月に預金金利の上限を預金基準金利の1.1倍に、貸出金利の下限を貸出基準金利の0.9倍から0.8倍に引き下げた。そして、同年7月に貸出金利の下限を貸出基準金利の0.7倍に引き下げた。さらに、2013年7月に貸出金利の下限を完全に撤廃した。ただ、預金金利の上限規制についてはいまだ変更がない。こうした動きに対して、預金金利の自由化をさせなければ、金利の自由化に向けた改革とはいえないという厳しい見方が見られる(2013年7月24日付英フィナンシャル・タイムズ紙(Financial Times))。確かに、中国において預金者保護制度や銀行の破綻処理制度などが未整備のままでは、金利の自由化は困難であると言わざるを得ない。

財務諸表、および関連資料を提出すること(52条)、である。

つぎに、外国単独出資銀行、中外合資銀行について次のような規定が置かれている。

それは、①商業銀行法の資産負債比率管理に関する規定を遵守すること(40条1項)、②銀監会のコーポレート・ガバナンスに関する規定を遵守すること(42条)²¹⁾、③銀監会の関連取引に関する規定を遵守すること(43条)²²⁾、④独立した内部統制体制、リスク管理体制、財務会計体制、コンピューター情報管理体制を設けること、である。

さらに、外国銀行の支店について、①支店の運営資金の30%は銀監会の指定する利息を生む資産の形で存在すること(44条)、②支店の運営資金に準備金等を足した総額のうち、人民元および人民元リスク資産の割合は8%を下回ってはならないこと、③資産の流動性を保たなければならない、流動性資産残高と流動性負債残高の割合は25%を下回ってはならないこと、④支店の中国国内における人民元資産および外貨資産の残高は中国国内における人民元負債および外貨負債の残高を下回ってはならないこと、などが明記されている。そしてまた、中国国内において2つ以上の支店を設けている外国銀行は、そのうちの1つに授権して他の支店に対し統一的な管理を執行し、銀監会は、外国銀行が中国国内で設けた支店に対し一括した監督管理を行う(48条)。

なお、外国銀行の事務所について、①関連規定に従い銀行業監督管理機関に

21) 2013年7月に銀監会は新たな「商業銀行のコーポレート・ガバナンスのガイドライン」を制定した。このガイドラインは、総則(第1章)、コーポレート・ガバナンスの組織構造(第2章)、取締役、監査役、上級管理職(第3章)、発展戦略、価値準則及び社会的責任(第4章)、リスク管理および内部統制(第5章)、奨励・制御メカニズム(第6章)、情報開示(第7章)、監督管理(第8章)および附則(第9章)からなり、計136か条を有する。

22) 2004年に銀監会は、「商業銀行と内部者及び株主との関連取引の管理弁法」を制定した。当該管理弁法は外資銀行に対しても適用するとされる(2条、45条)。ちなみに、当該管理弁法は、総則(第1章)、関連者(第2章)、関連取引(第3章)、関連取引の管理(第4章)、法律責任(第5章)および附則(第6章)からなり、計47か条を有する。

資料を提出すること（52条2項）、②事務所およびその職員はいかなる形での営業的活動にも従事してはならないことが定められている（57条）。

そのほか、外国銀行が中国国内で設立した外国単独出資銀行の取締役会長（中国語＝董事長）、上級管理職と外貨大量販売業務を取扱う同外国銀行支店の上級管理職は兼職してはならない（55条、兼職禁止の義務）。外国銀行が中国国内で設立した外国単独出資銀行と外貨大量販売業務を取扱う同外国銀行支店との取引は、ビジネスの原則に適合し、その取引の条件は非関連の相手との取引条件より優遇してならない（公正取引の原則）。外国銀行は中国国内で設立した外国単独出資銀行と外貨大量販売業務を取扱う同外国銀行支店との資金取引に対して全額担保を提供しなければならないとされる（56条、全額担保提供の義務）。このように、外国銀行に担保提供の義務を明文化したのは資金取引の安全確保を図るためであると思われる。

銀行業監督管理機関は、法により外資銀行に対する監督検査権を与えられており、外資銀行が当該監督検査を拒否し、または妨げることは禁止される（53条、監督管理の拒否・妨害の禁止）。

5、終了と清算

外資銀行管理条例は、外資銀行の営業的機構の終了事由について、自主的な終了、行政命令による終了および法に基づく営業免許の取消しならびに破産宣告を規定している。

まずは、自主的な終了について、外資銀行の営業的機構は、自ら業務活動を終了することができるが、その場合に営業活動を終了する30日前に書面形式をもって銀監会に終結申請を行ったうえで、銀監会による審査認可を経た後、当該機構を解散、または閉鎖し、ならびに清算をすることを要する（58条）。

つぎに、行政命令による終了について、外資銀行の営業的機構が期限到来の債務を弁済する資力がない場合に、銀監会は営業停止、ならびに期限付整理（中国語＝清理）を命じることができる。ただ、整理期間内に弁済資力が回復し、営業を再開する必要がある場合に、当該機構は銀監会に営業再開の申請を行うことができる。整理期間が超過してもなお弁済資力が回復しない場合には、清

算をしなければならない(59条)。

なお、営業免許の取消しであるが、外資銀行の営業的機構が外資銀行管理条例第4章の関連規定²³⁾に違反して営業活動を行い、または慎重的営業の原則に著しく違反した場合に、銀監会は当該機構の営業許可を取消することができる(67条)。

そのほか、破産による終了である(60条)。

外資銀行の営業的機構は、解散、閉鎖、法による営業許可の取消または破産宣告によって終了する場合に、中国の関連法律や法規に従い処理し(60条)、清算を完了した後、登記機関において登記の抹消をすることを要する(61条)。

上述の終了事由と比べて、外国銀行の事務所の終了事由が若干異なるが、自ら終了する場合に、銀監会の認可を経てから閉鎖し、かつ登記機関において登記を抹消することが必要である(62条)。そしてまた、外国銀行の事務所が①外資銀行管理条例に違反して、営業的活動を行った、②認可を得ずに事務を行う場所を変更した、③銀監会の規定に違反して送付すべき資料を送付しなかった、④外資銀行管理条例または銀監会のその他の規定に違反した場合に、違反状況が重大なとき、銀監会は当該事務所の免許を取消することもできる(69条、70条)。

6、罰則

外資銀行管理条例は、条例の目的を成し遂げるための諸規定の実効性を担保するために、条例等の違反行為者の法的責任を追及する罰則規定を比較的詳細に設けている(63-71条)。条例等違法行為者の法的責任を追及する措置として、行政処分、民事責任と刑事責任の追及が明文化されている。

四、むすび

以上、中国における外資銀行に関する法制の構造を概観した。そうした概観

23) 外資銀行管理条例第4章(監督管理)の概要について、本論文3、4参照。

から明らかなように、中国の外資銀行法制それ自体は、全く無い状態から、中国の改革・開放政策の実行ならびに進展とともによりよく整備されてきており、とりわけWTO加盟以降、加盟時の約束を果たすために、大きく前進した。外資銀行の存在は今の中国経済にとって必要不可欠であり、中国における銀行業の重要な一部になったといえよう。現行の外国銀行の法制はいうまでもなく完璧な域に達しておらず、更なる改善が必要とされるところも多々あると指摘することができる²⁴⁾。ここでは、解決すべきと思われる課題としての、外資銀行法制と中国の内国銀行法制（商業銀行法を中心とするもの）との統一化について述べることにとどめて、これを本稿のむすびとしたい。

周知のように、1979年以降の中国における法整備は、基本的に内国法制と涉外法制という二本立てによってなされてきた。涉外法制は、契約法、税法、会社法制、銀行法制などのような、とりわけ経済と密接に関連する分野を中心に、内国法制と区別され、整備されていたのである。このような立法姿勢が採られているのは、いうまでもなく中国の内国法制整備の不足や外資導入のニーズによるところが大きい。契約法や税法の分野について、内国法制と涉外法制との区分立法はすでに解消されたが²⁵⁾、会社法制や銀行法制については、いまだそうした区分立法が未解消のままである。本稿で取り上げた外資銀行法制はまさしく銀行法制における涉外銀行法制である。会社法制はもちろんのこと、銀行法制も内国法制と涉外法制との区分立法から脱出すべき時を迎えたと指摘して

24) たとえば、外資銀行管理条例のもとでは、外資銀行は、中国の国内銀行と同じく人民元業務を行うことができるが、中国国内で個人向けに全面的に当該業務を行うにあたっては、現地法人化するという実質的な条件が課されているほか、外国銀行の支店の中国国内個人向けの人民元業務については一口当たり100万元以上の定期預金に限定されている。この点について、外資銀行の場合に、中国国内での拠点展開が限定的であるため、中国国内での預金調達には限界があり、実質的には内外無差別の原則にそぐわないとの指摘がある（経済産業省、「2013年版不公正貿易報告書」58頁、経済産業省ウェブ・サイト：http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2013_houkoku.html参照）。

25) 契約法制について、中国は、1999年3月に従来の経済契約法、涉外契約法および

おきたい²⁶⁾。その理由は次のように考えられる。まず第1に、1979年以降三十数年に亘っての改革・開放政策の実行によって、中国経済の全体が大きく変貌したと同様に、銀行業も大きな変貌を成し遂げた。そのなか、外資銀行は中国の銀行業の重要な一部となった。それに対応して、内国銀行法制は商業銀行法を中心はかなり整備されるようになった。第2に、中国において現地法人化した外国銀行に対して、中国は基本的に中国の国内銀行と同様な規制を行っている。すなわち、現地法人化した外資銀行（外国単独出資銀行、中外合資銀行）は、中国において設立された企業法人であるため、その参入基準（設立要件）や業務範囲や監督管理の基準について、中国の国内銀行と同一のものを要求されている。たとえば、企業や個人向けの外貨および人民元業務を営むことができるほか、中国の国内銀行と同様な自己資本率、与信制限、預金と貸付金との割合、流動性などに関する慎重的監督管理基準が求められる。第3に、内国銀行法制と渉外銀行法制との統一化は、外資銀行法制の權威性や法的安定性を高めることができる。外資銀行法制の主要な法規は、本稿で概観した外資銀行管理条例およびその実施細則である。外資銀行管理条例は全国人大またはその常

技術契約法の統一化を図って、契約法を制定した（同年10月1日に施行した。統一契約法の概要について、西村幸次郎編『現代中国法講義〔第3版〕』（法律文化社、2008年）111頁以下参照〔周劍龍〕）。そして、税法について、中国は、2007年3月に「外商投資企業及び外国企業所得税法」と「企業所得税暫定条例」を廃止して、企業所得税法を制定した（2008年1月1日に施行した）。

- 26) 会社法制について、一般法としての会社法がある一方、外資企業を対象にする「中外合資経営企業法」（合弁企業法）、「外商単独出資企業法」（中国語＝外商独資企業）および「中外合作企業法」という外資企業法がある。会社法と外資企業法との関係について、会社法は、外商投資による有限責任会社および株式会社には会社法を適用するとしながらも、外商投資に関する法律に別途規定がある場合にはその規定を適用するという立場を採る。会社法と外資企業法との統一化を図るべきとする考えが以前からあり、近時になってますます強くなっている（この問題に触れた文献がたくさんあるが、近時の文献については、劉俊海「建議『公司法』與『証券法』聯動修改」民商法学（中国人民大学書報資料中心、複印報刊資料）2013年第11期33頁以下参照）。

務委員会が制定した法律ではなく、国務院が制定した行政法規にすぎないため、その權威性が比較的低いことは否めない。また、当該条例は、確かに行政法規であるがゆえに、比較的機敏に状況変化に対応できるという効率性を有するが、法的安定性には欠けている面をも有することを指摘したい。

内国銀行法制と外資銀行法制との統一化を実現した場合に、中国に設けられている外国銀行の支店や事務所に対する規律形態がどうあるべきかの問題もなお残る。商業銀行法において外国銀行の支店や事務所に関する規制を特別規定のような形で設けることによって、そうした問題の解決を図ることができよう。もっとも、指摘したように、外国銀行の支店や事務所に関する現行規制内容について、更なる改善が必要とされる点は少なからずあると思われる。

(本論文は、平成20～23年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)「中国の金融法制の基礎的研究」(課題番号20530071)の研究成果の一部である)